

中種子町地域防災計画(案)に係る意見の募集について

町では、中種子町地域防災計画の改訂にあたり、町民等の皆様から幅広く意見を募集します。

1 地域防災計画について

地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、中種子町防災会議が作成する計画であり、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に架かる災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・関係機関と連携した復興対策を実施することにより町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

2 意見募集する案件

中種子町地域防災計画(案)

3 実施期間

令和8年2月20日(金)～令和8年3月6日(金)

4 閲覧場所

町ホームページ、役場総務課、中央公民館図書室

5 意見を提出できる方

- ①町内に住所を有する者
- ②町内に事務所又は事業所を有する者
- ③町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④町内に存する学校に在学する者
- ⑤本町に対して納税義務を有する者
- ⑥本制度に係る事案に利害関係を有する者
- ⑦本町の出身者である者

6 意見に必要な資料

- ①中種子町地域防災計画(案)
- ②意見書提出様式

7 意見の提出方法

意見書(別紙)を①郵便、②ファクシミリ、③電子メール、④担当課への直接持参のいずれかの方法により、提出してください。(郵便の場合は令和8年3月6日の消印があるものまで受け付けます。)なお、電話によるご意見の募集は行いません。

8 意見の提出先

- ①郵送先
〒891-3692
鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地
中種子町役場 総務課
- ②ファクシミリ
0997-27-3591
- ③電子メール
naka-soumu@town.nakatane.kagoshima.jp

9 意見の取扱い

提出された意見については、新計画改訂に向けて検討の参考とします。
また、意見の概要は、意見に対する町の考え方とともに、プライバシー保護を十分配慮したうえで、公表します。
なお、類似の意見を整理、集約して公表することとし、個別には回答いたしません。